



### 《三広美理事会》

3/28 14:00から自治労文化センター4階会議室に於いて本年初の理事会が開催された。森本 晃 理事長を始め山本 正・嶋田幸夫・福岡富美男 各副理事長。紀平昌伸 清水敬典・西出 誠・西村文雄・西村誠・各理事の出席を得て開催された。議題については、平成13年度の事業を本年も推進することを了承。なお、40周年事業についても審議され、記念誌は三広美/H/Pへの掲載と内容の充実を図ることで了承された。今後その事業については青年部が中心となって推進することを期待したい。

#### 【議案】平成14年度事業計画

- 第1部会 行政対策・情報文化)  
行政当局への積極的な提言・行政からの受注活動の推進・情報化の推進。
- 第2部会 技能開発・組織振興)  
会員増強の推進・技能検定の推進と技能士会設置の推進。
- 第3部会 財政管理・経営労務・事業厚生)  
共同購入事業の推進・新規事業の推進。「その他」

### 《第1回屋外広告物制度改正検討会》

3/29 13:30から県庁前の吉田山会館に於いて第1回検討会議が行われた。検討会実施の趣旨については、当県の屋外広告物条例は昭和4年に施行されて以来、約35年が経過しました。この間種々の問題点を抱えながらも、当県における屋外広告物の基本的ルールとして、まちの景観風致や、公衆に対する危害防止のためその役割をはたしてきました。

しかしながら、現在、長引く不況という社会情勢の変化や、県民の景観意識の高揚に見られる時代的要請の中で、現在の屋外広告物を取り巻く状況は様々な問題を抱えています。今回これらの問題点を把握しながら、将来のあるべき屋外広告物規制の方向性を探っていくため、屋外広告物制度改正検討会を立ちあげ、県行政と異なる立場で改正案にたいする意見を委員会として提案することを目的としている。**裏面につづく** )

### 《屋外広告物制度改正の検討事項》

- 現状の屋外広告物を取り巻く状況の問題点について。  
他県の状況について。  
屋外広告物掲出基準の改正案について。  
その他

<http://cniss.chuokaimie.or.jp/kanban/>

### 三広美ホームページ 5月1日から公開

ホームページの管理・運営については、青年部が中心になって行います。

### 《現状の屋外広告物にかかる諸問題について》

三重県において実施されている屋外広告物行政に対しても、県民や広告物掲出関係者の方々から様々な意見が多い。

うるおいのある生活に対する県民ニーズの高まりを反映し、地域の景観と調和した屋外広告物の設置が強く求められるようになり、広告デザイン、広告景観に対して関心の高さが伺える意見が増えた。

広告物の本来の目的である情報の伝達手段としての役割から、広告物が情報の受け手にとって非常に有効なものであったり、街そのものを活気づけたりする効果があったり、広告物掲出関係者から規制緩和を求める声も増している。

広告物を取り巻く社会情勢が徐々に変化しており、屋外広告物規制についてもこれからの変化に適合させながら、その時代にあったものに変えていく必要がある。現行の屋外広告物行政が抱える現状を確認し、問題点を挙げ、屋外広告物掲出基準の改正を行う。

### 「検討委員会の紹介」

- \* 浅野 聡……………(三重大学工学部建築学科助教授・三重県屋外広告物審議会会長)
- \* 吉田昌弘……………(株式会社日本開発研究所三重・代表取締役)
- \* 水谷 達……………(四日市商工会議所・企画振興部・振興課課長)
- \* 森本 晃……………(三重県屋外広告美術協同組合理事長・三重県屋外広告物審議会委員)
- \* 若林吉男……………(津市都市計画部・都市計画課主幹)

過去の屋外広告物条例の改正はことごとく、強化することであった。しかしながら社会情勢の変化や、県民の景観意識の高揚、他県との整合性、管理をする立場の判断基準の不透明性等、様々な問題点を如何に整合性のあるものにするかが、今回の大きなテーマである。特に私達が求めてきた、他県に比べて厳しすぎる規制の緩和を主眼に置いている点が制度改正の大きな特長であろう。

## \* 事業共済改定のお知らせ \* 日広連だより

「事業所生命共済」については、加入者の高齢化に伴い、保険会社から値上げが有りましたが、本会の運営費の削減をもってこれに対処いたしました。

しかしながら、損害保険会社による保険料の料金査定が厳しくなり 事故率 職種別保険料率 団体割引率の見直し等、平成14年5月から一口あたり200円にもおよぶ値上げが見込まれる旨が、損害保険会社より本会に通知されました。

既に昨年5月には日広連運営費は0円、各会員団体への還付金も70円になっている中で、02/3月6日に第33回事業厚生委員会を開催、200円もの大幅な値上げを避け、800円の保険料を維持するための施策が慎重に審議検討されました。その結果、満場一致をもってケガの補償範囲を就業中のみに変更することにより、掛金の現状維持をはかると決定いたしました(通勤中は補償されます)。

このため、平成14年5月以降の事故については、レジャー中などでの怪我には、共済金の支払いが出来なくなりますが、本会としては、厳しい不況の中、「事業所共済」加入事業所に掛金の負担増を強くないようにした今回の施策へのご理解を願う次第であります。なお、新しいパンフレット等は後日ご送付申し上げますので、今後とも本共済への一層のご理解とご協力をお願いいたします。

賛助会員



WEBコンサルタント・ホームページ制作・代行運用サービス

Business Information

E-mail nao@opt-net.com  
http://www.opt-net.com

〒512-0925四日市市市原町491-2・TEL0593-26-4460